

居宅介護支援重要事項説明書

1. 居宅介護支援とは

居宅介護支援とは、介護認定を受けた方が介護サービスをご利用になる時に、ご利用者及びご家族のご意見、ご意向を伺いながら、心身の状態やご家族の状況に考慮して、適切なサービスが利用できるようなお手伝いをするサービスです

介護保険制度によるサービスを利用する場合は、「居宅サービス計画(ケアプラン)」をあらかじめ作成したうえでサービスを利用していただくことになります

※担当の介護支援専門員 氏名()

2. 実施地域及び営業時間

- 1) 事業所名及び住所 八女筑後訪問看護ステーション
〒834-0063 福岡県八女市本村656番地1
- 2) 事業所番号 4062190006
- 3) 営業実施地域 八女市(旧郡部含む)・筑後市・八女郡広川町
(上記の地域以外については要相談とさせていただきます)
- 4) 営業日 月曜日～金曜日
- 5) 営業時間 午前8時30分～午後17時15分
(但し電話等により24時間受け付け等が可能な状態とする)
- 6) 休業日 土日祝日・8月13日～8月15日・12月29日～1月3日
- 7) 職員体制 介護支援専門員 常勤 2名

3. 利用料金

- 1) 居宅介護支援事業所が、居宅サービス計画(ケアプラン)を作成する場合は、契約者の自己負担はありません。ただし、保険料の滞納等により法廷代理受領ができない場合は、一旦1ヵ月あたりの料金をお支払いいただくことになります
- 2) 上記の事業実施地域以外の地域で居宅介護支援の提供を受ける場合は、交通費実費相当を事業所にお支払いいただく場合があります

4. 苦情・相談受付

- 1) 受付時間 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後17時15分
- 2) 連絡先 八女筑後訪問看護ステーション
TEL 0943-23-7211 FAX 0943-23-7222
相談苦情の担当者: 管理者 本田光男

3) 行政機関その他苦情受付機関

① 八女市役所介護長寿課介護サービス係

八女市本町647番地

TEL 0943-23-2545 FAX 0943-30-1505

② 筑後市介護保険係

筑後市山ノ井898番地

TEL 0942-53-4111 FAX 0942-52-5928

③ 広川町役場福祉課

八女郡広川町大字新代1964番地1

TEL 0943-32-1113 FAX 0943-32-5164

④ 福岡県国民健康保険団体連合会

福岡市博多区吉塚本町13番地47

TEL 092-642-7859 FAX 092-642-7857

5. 事故発生時の対応

居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者や家族、市町村へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます

6. 提供するサービスについて

- 1) 居宅サービス計画(ケアプラン)の作成にあたっては、利用者や家族の希望を確認し、希望に沿ったサービス提供事業者を複数紹介したうえで、利用者、家族とともにサービス事業者の選定を行います

※アセスメント・サービス調整・ケアプラン作成・サービス担当者会議・モニタリング(月1回居宅を訪問致します)・給付管理・要介護認定の申請に係る援助・介護保険施設の説明

- 2) サービス事業者等からご本人に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるとき、また服薬状況、口腔機能その他心身または生活状況に係る情報について必要と認めるときは、利用者や家族の同意を得て主治医若しくは歯科医師又は薬剤師に情報を提供します

7. 第三者評価実施について

第三者評価実施

有

・

無

8. 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具の利用状況は以下の通りである

① 前 6 か月に作成したケアプランにおける、訪問介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪問介護	32.2%
通所介護(地域密着型)	22.3%
福祉用具貸与	27.8%

② 前 6 か月に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護・地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業所によって提供されたものの割合

	1	2	3
訪問介護	八女の里 ヘルパーステーション 32.2%	訪問介護 感謝の樹 24.8%	訪問介護事業所 サクラ八女 23.1%
通所介護 地域密着型通所介護を含む	通所介護事業所 サクラ八女 22.3%	八女の里デイサービス センターふれあい荘 14%	城戸医院 デイサービスひまわり 13.2%
福祉用具貸与	(株)介福本舗 27.8%	(株)シルバーメイト 22.6%	(株)ベストケア筑後 16.5%

9. その他

体調不良等により入院する必要がある場合には、退院後の円滑な在宅生活への移行ができるよう、在宅での情報提供を入院先の医療機関に行います。また、入院早期から医療機関との連携を図る観点から、入院する必要がある場合には担当の介護支援専門員の氏名及び連絡先を入院先の医療機関に伝えていただくよう願います

10. 虐待防止のための措置

高齢者虐待防止法の実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、虐待防止に関する下記の措置を講じます。

- (1) 虐待防止委員会の開催
- (2) 高齢者虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待防止研修の実施
- (4) 専任担当者の配置

11. 秘密保持

- 1 事業者及び事業者の従業員は、正当な理由がない限り、利用者に対する指定居宅介護支援の提供にあたって知り得た利用者又は利用者の家族の秘密及び個人情報漏らしません
- 2 事業者は、事業者の従業員が退職後、在職中に知り得た利用者又は利用者の家族の秘密及び個人情報を漏らすことがないように必要な処置を講じます
- 3 事業者は、利用者及び利用者の家族の個人情報について、利用者の居宅サービス計画立案のためのサービス担当者会議並びに介護支援専門員と指定居宅サービス事業者等との連絡調整において必要な場合に限り、利用者及び利用者の家族の同意を得た上で必要最小限の範囲内で使用します
- 4 第1項の規定にかかわらず、事業者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成 17 年法律第 124 号)に定める通報を行うことができるものとし、その場合、事業者は、秘密保持義務違反の責任を負わないものとします

令和 年 月 日

説明者 介護支援専門員 印

氏 名 (続柄) 印